

平成28年度

第7回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

市 川 市 農 業 委 員 会

市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年10月20日(木) 午後1時30分から午後3時00分

2. 開催場所 第2委員会室

3. 出席委員 17人

会長 20番 三橋弘

委員 1番 大滝與鷹

2番 原木一正

3番 石橋弘嗣

4番 石井利和

5番 栗山久司

6番 細川佐一

7番 梶尾彌一

8番 武藤晃

10番 宇田川純一

11番 竹内清海

13番 岡本好夫

14番 加藤武央

15番 小川治夫

17番 佐藤ゆきのり

18番 那須嘉郎

19番 石井克己

4. 欠席委員 3名

9番 富田尚武

12番 矢口俊治

16番 三橋二三男

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付託調査班（委員）の指名

第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について

議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第6号 市川市農地利用状況調査員設置要綱の一部改正（案）について

議案第7号 平成28年度農地利用状況調査について

報告第1号 農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 地目変更登記に係る回答について

報告第4号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

6. 農業委員会事務局職員

局 長 花澤進一

次 長 市川達也

主 幹 鈴木忠弘

副主幹 田中恒平

副主幹 田中 敦

7. 会議の概要

発 言 者	内 容
議 長	<p>定刻になりましたので、これより平成28年度第7回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、9番、富田委員、12番、矢口委員、16番、三橋二三男委員から欠席の連絡を受けております。</p> <p>委員20名中、17名出席しております。</p> <p>出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第21条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員の指名でございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>それでは、3番の石橋委員、4番の石井利和委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木主幹と田中(敦)副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月11月分の調査班の指名をいたします。</p> <p>農地関係は、第4班です。</p> <p>10番、宇田川委員、11番、竹内委員、12番、矢口委員です。</p> <p>調査日は、11月15日となりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>農政関係は、第1班です。</p> <p>1番、大滝委員、2番、原木委員、3番、石橋委員です。</p> <p>調査日は、11月14日となりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の議事でございますが、議案第1号から議案第7号までと、報告第1号から報告第4号まででございます。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、2件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、今回の申請は、2件でございます。</p> <p>議案の1ページ及び2ページをお願いいたします。</p> <p>1番と2番は関連しておりますので一括してご説明いたします。</p> <p>申請受付日は、平成28年10月7日でございます。</p> <p>本件は、農地法第3条第1項の規定による、賃借権の設定に係る許可申請がなされたものです。</p> <p>申請地は、いずれも大町の畑で、1番の面積は、1,130平方メートル、2番の面積は、3,937平方メートル、合計面積5,067平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域の農業振興地域ですが、農用地区域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に、賃借権を設定するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>7番</p>	<p>現地調査は、平成28年10月14日に農地調査班第3班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、市川市動植物園の南西側、おおむね400メートルに位置しており、現況は露地畑になっておりました。</p> <p>譲受人は、主に梨などの果樹を栽培している専業農家の方です。</p> <p>現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はありません。</p> <p>取得後は、露地野菜を栽培し、将来的にはぶどうを植栽するとのことでございます。</p> <p>1番及び2番の譲渡人は、要望により賃借権の設定をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p>

議 長	<p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p> <p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>調査班のご報告のとおり、譲受人は農業経営の規模拡大のために、賃借権の設定を申請するものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、農作業従事日数は250日、取得後の経営農地の面積においても下限面積の50アールを超えており、許可要件をすべて満たしております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
1 3 番	<p>露地野菜の栽培から始めて、後にぶどうの栽培を行う計画とのことでしたが、賃借権の設定期間はどのようになっているのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>賃借権の期間についてですが、期間の設定はしておりません。</p> <p>ただし、賃借権の期間の設定をした場合において、更新拒絶の通知をしない限り、その期間が終了後においても賃借権は更新されることとなっています。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p>
1 3 番	<p>はいわかりました。</p>
議 長	<p>他にございますか。</p>

4 番	対象となった農地周辺の現況はどのようになっていますか。
7 番	露地畑と栗林になっています。
4 番	露地野菜の栽培を行った場合、その梨畑に障害が発生することはないのでしょうか。
7 番	対象となる農地の所有者が、露地野菜の栽培をしていたとのことなので、障害が発生することはないと思われます。
議 長	他にございますか。
各 委 員	なし
議 長	「なし」という声がありました。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」1番と2番について、関連しておりますので一括してお諮りいたします。 許可と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	「異議なし」ということですので、許可することに決定いたします。 続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、2件ございます。 なお、1番の案件につきましては、那須委員が利害関係人となっておりますので、「農業委員会等に関する法律第24条」議事参与の制限に該当しますので、那須委員には恐れ入りますが、ご退席をお願いします。
	那須委員退席
議 長	それでは、1番について事務局から議案の説明をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請分2件のうち、1番についてご説明いたします。</p> <p>議案の3ページ及び4ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成28年10月6日でございます。</p> <p>申請地は、高谷の田及び畑8筆で、合計面積3,404平方メートルの内2,944.08平方メートルを転用するものでございます。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸駐車場にするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第3班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いいたします。</p>
<p>7番</p>	<p>現地調査は、平成28年10月14日に農地調査班第3班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、信篤小学校の南西側、概ね300メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化が進み市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、隣接地との境界にはブロック積みにより土留めを設置し、土砂等の流出を防除するとのことでございます。</p> <p>なお、敷地内は、埋立ては行わず、整地して転圧後に砕石敷若しくは透水性アスファルト舗装とし、雨水については、自然浸透とするものです。</p> <p>申請地には、大型車両22台及びトラック等、合計32台の駐車を予定しております。</p> <p>申請人は、要望により賃貸するものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>

議 長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>申請地は、市街地化の傾向が著しく、耕作することが困難となっており、土地所有者は有効利用を考えておりました。</p> <p>今回、埼玉県に本社を置き、一般貨物自動車運送業を営む法人から、駐車場として貸して欲しいとの要望を受け、申請に至ったとのこと。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を申請人の自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、平成28年12月1日に着工し、完了は、平成29年1月31日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われれます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p>

各 委 員	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」1番について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>事務局にお願いしますが、議案の審議が終了しましたので、那須委員を呼んでください。</p>
議 長	<p>那須委員着席</p> <p>それでは、引き続き審議をいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」2番について、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、引き続き、2番についてご説明いたします。</p> <p>議案の3ページ及び5ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成28年10月6日でございます。</p> <p>申請地は、大野町の畑で、面積は512平方メートルの内499.38平方メートルを転用するものでございます。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域の農業振興地域ですが、農用地区域ではありません。</p> <p>転用目的は、専用住宅及び倉庫・車庫を建築するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第3班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>

<p>7 番</p>	<p>現地調査は、平成28年10月14日に農地調査班第3班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、市川大野駅の南西側、概ね600メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、隣接地との境界にはコンクリートブロックにより土留めを設置し、土砂等の流出を防除することです。</p> <p>雨水については、宅地内にて一時貯留し既設側溝へ接続、汚水については、小型合併処理浄化槽にて処理し、同じく既設側溝へ接続することです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>申請人は、本件申請地に面した道路向かいに居住しておりますが、老朽化に伴う建替えを余儀なくされ、現在の住宅は売却し、あらたに住居及び倉庫・車庫を建築したいと考え、今回の申請に至ったこととございます。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を借入金等で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p>

<p>議 長</p>	<p>工事の予定につきましては、平成28年12月10日に着工し、完了は、平成29年5月30日となっております。</p> <p>なお、本件の申請に際し、市の関係機関との協議が調い、開発行為許可申請書が受理されております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われれます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>なし</p>
<p>議 長</p>	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」2番について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>異議なし</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議なし」ということでございますので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、2件でございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、2件でございます。</p> <p>議案の6ページから7ページをお願いいたします。</p> <p>1番の申請受付日は、平成28年10月6日でございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>申請地は、原木の田で、面積は168平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、専用住宅の建築を目的に使用貸借するものでございます。</p> <p>次に、2番については、申請地に至るまでの道路の一部が私道となっており、本日までに地権者の同意を得る条件で申請を受付しましたが、同意を得るのに不測の日数を要しているため、今回、申請を取り下げるものです。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>7 番</p>	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は、同じく第3班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> <p>現地調査は、平成28年10月14日に農地調査班第3班の委員で行いました。</p> <p>1番の申請地は、信篤小学校の南西側、概ね100メートルに位置し、現況は露地畑になっておりました。</p> <p>農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、隣接農地との境界には、コンクリートブロック積みによる土留を設置し、土砂等の流出を防除することです。</p> <p>雨水につきましては、宅地内にて一時貯留した後に前面側溝に放流することです。</p> <p>汚水につきましては、合併処理浄化槽にて処理し、雨水と同様に前面側溝へ放流することです。</p> <p>譲渡人は、要望により使用貸借するものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p>

事務局	<p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>1番の譲受人と譲渡人の関係は親子で、譲受人である娘夫妻はアパート住まいですが、子育てをするのに手狭なことから、今回の申請に至ったとのこと。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金及び譲受人の夫名義の金融機関からの借入金により、賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利、を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除も施されていることから、とくに問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、平成28年12月1日に着工し、完了は、平成29年4月30日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われれます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	なし
議長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」、1番について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということですので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>2番については、取り下げということですので、ご了承ください。</p> <p>続きまして、議案第4号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第4号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、今回の申請は、1件でございます。</p> <p>議案の9ページ及び10ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、申請者から、平成28年10月6日付けで、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、特定農地貸付けについて、特定農地貸付規程を添えて承認申請書が提出されたものでございます。</p> <p>申請地は、市街化区域に位置し、北方の畑5筆、合計面積は4,056平方メートルの内2,410.99平方メートルです。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第3班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
8 番	<p>現地調査は、平成28年10月14日に農地調査班第3班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、市川市立第四中学校の北側、概ね300メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>開設に際しては、特定農地貸付規定等の申請書類及び市川市長との貸付協定により、適切に管理及び運営の確保が見込められるものとなります。</p> <p>貸付規定に記載されている貸付条件等の主な事項としましては、貸付期間は1</p>

<p>議 長</p>	<p>年、営利を目的として作物を栽培しない、貸付農地を転貸しないこと、また募集方法では、利用者の募集は、チラシ配布、新聞折り込み、インターネット等による一般公募となっており、選考の方法は、開設者が先着順に借受者を決定するものとなっております。</p> <p>なお、申請地から東側へ通る進入路については、私道であるため、今回の申請に際し、土地所有者から同意書が提出されております。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ承認相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p> <p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、特定農地貸付法に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」には、都市住民等への趣味的な利用を目的とした農地の貸付けについて、農業委員会の承認により農地法の特例を措置するものとなっております。</p> <p>特定農地貸付けの定義として、貸付実施主体は申請者となり、今回の区画数は、1区画10平方メートルまたは15平方メートルを124区画設置し、賃料は1年間の貸付期間で1区画あたり36,000円としております。</p> <p>貸付に際しては、相当数の者を対象として定型的条件のもとに行われ、周辺の地域における支障を及ぼさないことを確保するため、借受者間の紛争の仲裁、騒音や病害虫の防除、路上駐車、堆肥の臭い等周辺の住民や周辺農地に対して迷惑を及ぼさないことが、貸付協定及び貸付規程により確認されており、今回の申請が同法に規定している内容の要件に該当しております。</p> <p>以上のことから、適性かつ円滑な市民農園の運営を行うことが認められるものと思われます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p>

各 委 員	<p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>なし</p> <p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、承認することに決定して、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、承認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、ご説明いたします。</p> <p>議案の11ページ及び12ページをお願いいたします。</p> <p>平成28年9月28日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に買取申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が提出されたものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第6班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
1 8 番	<p>議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、調査報告をいたします。</p>

	<p>現地調査は、平成28年9月13日に農政調査班第6班で行いました。</p> <p>対象となった農地は、1筆、面積は1,464平方メートルで、畑として、隣接している農地を含めて、申出人と妻で農業に従事していました。</p> <p>しかし、申し出人は以前より身体の故障を抱えながら農業に従事していましたが、症状は改善されることなく、状態が悪化しているとのことから、今回の申請に至ったとのことでございます。</p> <p>現地調査において、申出人は身体の故障を患いながらも、従事日数100日を農業に従事していたことを確認いたしました。</p> <p>このことから、生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明してよろしいかと思えます。</p> <p>以上、よろしくご審議の程、お願いします。</p>
議 長	<p>第6班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」について、証明することに決定して、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということですので、証明することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第6号「市川市農地利用状況調査員設置要綱の一部改正(案)について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	議案第6号「市川市農地利用状況調査員設置要綱の一部改正(案)について」、

	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案の13ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第30条の規定に基づく農地の利用状況調査の実施につきましては、市川市農地利用状況調査員設置要綱第1条において、委員会に調査員を置くことが定められ、第4条、別表において、A班からF班を編成し、調査員数を各班3名として地区担当を規定しております。</p> <p>今回、要綱を一部改めた理由でございますが、本年3月に開催された千葉県耕作放棄地担当者会議において「耕作放棄地の現地判断の内容が他県と比べて著しく差異を生じていたので、今後の調査にあたっては、そのことに十分に留意して実施してほしい」との指導がございました。</p> <p>現地判断については、刈払い機による雑草の除去又は農家が保有しているトラクター等を利用した通常の農作業で耕作可能となる土地は、不作付地として荒廃した耕作放棄地に該当しないとのことでございます。</p> <p>このことから、あらためて、職員による事前調査を実施したところ、従来の耕作放棄地が大きく減少し、地区ごとの調査箇所バラツキが生じることになりました。</p> <p>今回、耕作放棄地の発生件数・面積等を勘案し、A班からF班が均衡のとれた編成となるよう、第4条、別表について一部改正を提案するものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号「市川市農地利用状況調査員設置要綱の一部改正（案）について」、原案のとおり改正することに、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということですので、原案のとおり改正することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第7号「平成28年度農地利用状況調査について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第7号「平成28年度農地利用状況調査について」、ご説明いたします。</p> <p>議案の14ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第30条では、「農業委員会は、毎年1回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行わなければならない。」と規定されております。</p> <p>このことから、平成28年度における農地利用状況調査の実施について提案するものです。</p> <p>市川市農地パトロール（利用状況調査）実施要領では、調査期間を毎年8月から11月としておりますので、本年は10月から11月に実施してまいりたいと考えております。</p> <p>主な調査の内容につきましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1点目として、市内全域の遊休農地の実態把握。 2点目として、農地法の許可及び届出案件の履行状況の調査・確認。 3点目として、農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の農地の履行状況の調査・確認。 4点目として、農地の違反転用の早期発見。 5点目として、相続税・贈与税納税猶予特例適用農地の営農状況の調査・確認などがございます。 <p>調査班につきましては、できるだけ委員の皆さまがお住まいの地域、又は近隣の地域として編成させていただきました。</p> <p>なお、調査予定日は、市川市農地利用状況調査員配置要綱第10条に基づき、会長が定めたものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、「市川市農地利用状況調査員設置要綱」第5条によりまして、調査予定日につきましては、私が定めさせていただきました。</p> <p>各班の日程については、これでよろしいでしょうか。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」いう声がございました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第7号「平成28年度農地利用状況調査について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということですので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告案件が4件ございます。</p> <p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長専決分が32件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、ご説明いたします。</p> <p>議案の15ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決しましたのでご報告いたします。</p> <p>今回の報告は、平成28年9月2日から同年9月29日までに届出があったものでございます。</p> <p>農地法第4条の届出は11件、16筆、5,812.13平方メートルでございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>また、第5条の届出につきましては、21件、35筆、8,716.62平方メートルでございます。</p> <p>第4条と第5条を合せますと、32件、51筆、転用面積は、14,528.75平方メートルとなります。</p> <p>内訳につきましては、16ページから22ページとなっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、1件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、ご報告いたします。</p> <p>議案の23ページをお願いいたします。</p> <p>今回の通知は、1件でございます。</p> <p>本件は、農地の賃貸借に係る合意解約について、農業委員会に通知がなされたものでございます。</p> <p>土地は、大町の畑2筆、合計面積は3,937平方メートルとなっております。</p> <p>本件は、平成28年10月5日に合意解約がなされ、平成28年10月7日付けで、農業委員会に合意解約の通知書が提出されたものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、3件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第3号「地目変更登記に係る回答について」ご報告いたします。</p> <p>議案の24ページをお願いいたします。</p> <p>初めに、1件目でございます。</p> <p>本件は、平成28年9月1日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があつ</p>

たものでございます。

土地の所在は、高谷の5筆、合計面積は1,733平方メートルで、市街化調整区域内に位置しております。

登記簿の地目「田」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。

本件に係る申請状況としましては、転用許可等の申請は提出されておられません。

そこで、事務局職員による現地確認後、平成28年9月14日に農地調査班第2班の委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。

なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況は「砂利敷、一部鉄板敷」括弧として「駐車場」と回答したものでございます。

次に、2件目でございます。

議案の25ページをお願いいたします。

本件は、平成28年9月6日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。

土地の所在は、宮久保の2筆、合計面積は34平方メートルとなっており、登記簿の地目「田」から「公衆用道路」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。

本件に係る申請状況としましては、平成24年8月29日に農地法第5条に基づき、転用目的を「道路」として転用許可を受けております。

そこで、事務局職員による現地確認後、平成28年9月14日に農地調査班第2班の委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。

なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、転用目的どおり、と回答したものでございます。

次に、3件目でございます。

議案の26ページをお願いいたします。

本件は、平成28年9月28日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があ

	<p>ったものでございます。</p> <p>土地の所在は、南八幡の1筆で、面積は9.38平方メートルとなっており、登記簿の地目「田」から「公衆用道路」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、転用許可等の申請は提出されておられません。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成28年10月5日に農地調査班第3班の委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況は「私道」と回答したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告案件が4件ございます。</p> <p>報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、ご報告いたします。</p> <p>議案の27ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている方が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されたものです。</p> <p>今回の報告といたしましては、平成28年9月23日から同年9月30日に申請のあった3件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため、証明書を発行したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>

議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、会議日程に基づく審議はすべて終了しました。</p> <p>これで、平成28年度第7回市川市農業委員会定例総会を閉会といたします。</p> <p>ご協力、ありがとうございました。</p>
-----	--